

大崎町空き店舗対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町の空き店舗等の解消を図り、地域経済の活性化を図るため、空き店舗等を活用して出店する事業者等に対し、予算の範囲内において大崎町空き店舗対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空き店舗等 本町において、かつて事業や住居の用に使われ、商業等を営むことができる建物で、現に商業等を営もうとする個人又は法人がおらず、1月以上商業活動が営まれていない店舗、事務所、倉庫、作業場、居宅等で町長が認める建物をいう。

(2) 新規出店者等 町内の空き店舗等を賃借し、出店する個人又は法人(中小企業)であって、次のいずれにも該当しない者をいう。ただし、新型コロナウイルス感染拡大に伴いやむを得ない事情がある場合は対象とする。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める営業を行おうとする者

イ 町内の店舗から町内の店舗へ移転したことにより、移転前の店舗を空き店舗とした者

ウ この要綱の規定に基づき補助金の交付を受けたことがある者

エ 町税等の滞納をしている者

オ その他町長が不相当と認める種類の営業を行っている者

(3) 商工会等 次に掲げる団体等をいう。

ア 商工会

イ 通り会等の任意の団体であって、町長が適当と認めたもの

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる補助対象事業は、次の各号に掲げる事業とする。

(1) 新規出店者が行う次のいずれにも該当する事業

ア 店舗の入口（店舗入口の前面に駐車場を有する場合は、当該駐車場の入口を含む。）が道路又は歩道に接しており、かつ、店舗の1階において行う事業

イ おおむね午前5時から午後8時まで連続して営業し、かつ、直接客が店舗に来るもの

(2) 地域振興又は地域活性化を図るため、商工会等が、町内空き店舗等を利用し、自ら共同店舗、コミュニティ施設等（以下「共同店舗等」という。）を運営する事業

（補助対象経費）

第4条 この要綱による補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる経費とする。

(1) 空き店舗の全部又は一部の改修に要する経費で、改修費の総額が1件20万円以上のもの

(2) 新規出店者等に係る建物の賃借料及び商工会等に係る共同店舗等の用に供するための建物の賃借料

(3) 別表第1に掲げる感染防止対策に係る経費

（補助金の額）

第5条 前条に規定する補助対象経費に対する補助金の額は、別表第2に掲げる補助率等により算定した額（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。ただし、算定した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもって補助金の額とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、空き店舗対策事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 空き店舗の賃貸借契約書の写し

(2) 空き店舗付近の見取図、建物平面図

(3) 補助対象となる設備や物品の購入費用等が分かる書類

(4) 申請者が、個人である場合にあっては履歴書、法人又は商工会等である場合にあっては定款又はこれに準ずるもの

(5) その他町長が必要と認めるもの

(補助金の交付認定)

第7条 町長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、速やかに審査し、補助金の交付の認定をしたときは、空き店舗対策事業補助金交付認定通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(事業計画の変更等)

第8条 補助金の交付認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、事業計画を変更し、又は事業を中止し、若しくは廃止するときは、空き店舗対策事業補助金に係る事業計画変更（中止、廃止）申請書（別記第3号様式）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、速やかに審査し、その結果を空き店舗対策事業補助金に係る事業計画変更等（中止、廃止）承認通知書（別記第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

(実績報告書等の提出)

第9条 補助金の交付認定を受けた認定事業者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに、空き店舗対策事業補助金事業実績報告書（別記第5号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 完成写真（改修の場合に限る。）

(2) 補助対象経費の領収書又は支払を証明する書類の写し

(3) その他町長が必要と認めるもの

(補助金の交付)

第10条 町長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、報告書等の書類の審査等によりその報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の認定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、空き店舗対策事業補助金交付通知書（別記第6号様式）により、認定事業者に通知するものとする。

(交付認定の取消し等)

第11条 町長は、第8条第1項の承認をしたときは、第7条の補助金の交付の認定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

2 町長は、補助金の交付認定を受けた者が補助金の交付の認定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱に違反したときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定めるものとし、補助金の交付については、大崎町補助金交付規則（昭和56年大崎町規則第10号）に準ずるものとする。